

事務連絡

平成18年9月13日

都道府県老人医療主管課長 殿

厚生労働省保険局

高齢者医療制度施行準備室

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の具体的内容について

高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成18年政令第294号。以下「令」という。）が平成18年9月13日に公布され、平成20年4月1日から施行することとされたところである。

後期高齢者医療の事務のうち、被保険者の便益の増進に寄与するものとして市町村によって処理される事務は、「高齢者の医療の確保に関する法律施行令の施行について」（平成18年9月13日保発第0913001号都道府県知事あて厚生労働省保険局長通知）記2において、各種申請・届出の受付や被保険者証の引渡し等のいわゆる窓口事務として通知したものとおりであるが、当該事務の具体的内容については、令の各号に規定する事務ごとに、別添のとおりとする予定である。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）による省令委任事項（診療報酬に関するものを除く。）については、平成19年4月目途で厚生労働省令を制定する予定としており、当該省令において、別添中(6)の「法第54条第11項の規定により厚生労働省令で定める事項」、(7)の「法56条に規定する後期高齢者医療給付を行うための手続」及び(8)の「第111条の規定による保険料の減免又はその徴収の猶予に係る手続その他保険料の賦課に係る手続」についても定めることとしている。当該省令に定められるこれらの事項及び手続の内容を踏まえ、これらの事項及び手続に関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして広域連合の処理する事務から除かれる事務、すなわち、別添中(6)、(7)及び(8)の「被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの」については、令第6号、第7号及び第8号の規定に基づき、平成19年4月目途で、厚生労働省令により定めることとしている。

以上の点につき、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）及び後期高齢者医療広域連合設立準備委員会等に周知徹底を図られたい。

<照会先>

○厚生労働省保険局高齢者医療制度施行準備室

代表 03-5253-1111（内線 3198）

直通 03-3595-2090



【別添】

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第 50 条第 2 号の規定による認定に関する申請の受付（令第 1 号）
 - ・ 一定の障害の状態にある旨の認定に係る申請の受付
- (2) 法第 54 条第 1 項の規定による届出の受付（令第 2 号）
 - ・ 被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項の届出の受付
- (3) 法第 54 条第 3 項の規定による被保険者証の交付の申請の受付及び当該被保険者証の引渡し並びに同条第 8 項の規定により交付される被保険者証の引渡し（令第 3 号）
 - ・ 被保険者証の交付（再交付を含む。）の申請の受付
 - ・ 被保険者証（制度施行時における交付、転入時等における随時交付及び再交付に係るものを含み、更新時における交付に係るものを除く。）の引渡し
 - ・ 保険料の滞納についての特別の事情があると認められる場合の被保険者証の引渡し
- (4) 法第 54 条第 6 項及び第 9 項の規定による被保険者証の返還の受付（令第 4 号）
 - ・ 保険料を滞納している被保険者からの被保険者証の返還の受付
 - ・ 被保険者資格の喪失による被保険者証の返還の受付
- (5) 法第 54 条第 7 項の規定により交付される被保険者資格証明書の引渡し（令第 5 号）
 - ・ 被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）の引渡し
- (6) 法第 54 条第 11 項の規定により厚生労働省令で定める事項に関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの（令第 6 号）
 - ・ 再交付後に見つかった返還されるべき被保険者証の返還の受付
 - ・ 資格証明書の再交付に係る申請の受付
 - ・ 保険料の滞納についての特別の事情に係る届出の受付
 - ・ 資格証明書の返還の受付
 - ・ 更新時の被保険者証の提出の受付
 - ・ 更新時の被保険者証の引渡し
 - ・ 更新時の資格証明書の提出の受付
 - ・ 更新時の資格証明書の引渡し
- (7) 法第 56 条に規定する後期高齢者医療給付を行うための手続に関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの（令第 7 号）
 - ・ 現役並み所得者の基準収入額の適用に係る申請の受付
 - ・ 一部負担金の減免に係る申請の受付

- ・ 一部負担金の減免に係る証明書の引渡し
- ・ 療養費、特別療養費及び移送費の支給に係る申請の受付
- ・ 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に係る申請の受付
- ・ 入院時食事療養費及び入院時生活療養費の支給に係る申請の受付
- ・ 著しく長期にわたり継続して著しく高額な治療を要する疾病（以下「特定疾病」という。）の認定に係る申請の受付
- ・ 特定疾病の認定に係る証明書の引渡し
- ・ 特定疾病の認定に係る証明書の返還の受付
- ・ 特定疾病の認定に係る証明書の再交付の申請の受付
- ・ 低所得者の一部負担金に係る限度額の適用並びに食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の減額（以下「限度額適用・標準負担額減額」という。）の認定に係る申請の受付
- ・ 限度額適用・標準負担額減額の認定に係る証明書の引渡し
- ・ 限度額適用・標準負担額減額の認定に係る証明書の返還の受付
- ・ 限度額適用・標準負担額減額の認定に係る証明書の再交付の申請の受付
- ・ 葬祭費の支給・葬祭の給付に係る申請の受付
- ・ 給付事由が第三者の行為によって生じたものである場合の被保険者からの届出の受付

(8) 法第 111 条の規定による保険料の減免又はその徴収の猶予に係る手続その他保険料の賦課に係る手続に関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの（令第 8 号）

- ・ 保険料の減免に係る申請の受付
- ・ 保険料の徴収猶予に係る申請の受付
- ・ 加入日の前日において被用者保険の被扶養者であった被保険者からの保険料の減額賦課に係る申請の受付

(9) 前各号に掲げる事務に付随する事務（令第 9 号）

- ・ (1) から (8) までの規定に関する相談・照会への対応
- ・ 受付をした申請・届出に係る書類並びに返還された被保険者証及び資格証明書の広域連合への送付